

# 講師は「労働者」じやないのか

## ヤマハ英語教室 休業補償など適用へ

労働者の権利を持たない「個人事業主」である英語教室の講師たちが「労働者」となる見通しが立った。会社側との交渉を担つたのは、労働運動とは無縁だった講師たちだつた。

「会社は2021年度中を目標に、英語講師を対象に雇用契約の導入を行うことを基本方針とする」

今年2月、10回目となる団体交渉でヤマハミュージックジャパン（東京）がヤマハ英語講師ユニオン側に示した「基本合意書案」に、「労働法なんて知らない『素人集団』が訴え続け、

▼1面参照

やっと会社が重い腰を上げた」。同ユニオン執行委員長の清水ひとみさんは1年余の交渉を振り返つた。

清水さんは大阪府内などの教室で20年以上講師として指導する。教材やCDを指定されたりレッスン30分前に到着するよう求められたり。毎月の勉強会や定例会議にも出席を求められた。源泉徴収票に「給与所得」とあるのに、長時間働く同僚の講師でも厚生年金や雇用保険の保険料が差し引かれないのが不思議だつたという。

## 労使交渉に意義

**視点**

同じ疑問を持つた講師仲間が2018年に労働局に相談すると、返ってきた答えは「あなたたちは労働者じゃありません」。労働者として当たり前だと思っていていたことを知つた。一体、私たちは何なのか。「労働者として認めてほしい

## 「都合いい働き手」訴訟も

正社員やパートなど雇用形態を問わずに加入できる労働組合「派遣ユニオン」（東京）によると、「名ばかり事業主」をめぐるトラブルは遅くとも2006年ごろには確認された。訪問販売員や料理の配達員、学生・東京）常任幹事の谷真介

習熟講師らで、職種は多岐にわたる。

日本労働弁護団（事務局

ある。請負契約のアニメーターを契約社員にさせた例があるが、最初から雇用化を目指して労働組合を結成した点も特徴的だ。ネットで仕事を請け負う新しい働き方が増えつつある。そんな中、労使交渉によつて不

安定な働き方を改善させたことは、労働基本権の重要な性を再認識させる意味も大きい。（編集委員・沢路毅彦）



契約書面などを確認するヤマハ英語講師ユニオンの清水ひとみさん（右）＝大阪市北区

契約なら少なくとも6割の休業手当を受けられるが、

「個人事業主」だとする会

のたつた2割の「見舞金」

が一度支払われただけだつた。

一方、個人事業主向けの「持続化給付金」も、事業主とはみなされず対象外となる可能性があるという。

新型コロナの感染拡大で今春、新型コロナの感染が拡大。浮き彫りになつたのが、自分たち「名ばかり事業主」の立場の弱さだ。

感染拡大を受けて教室は3月ごろから休講に。雇用

員は現在、140人にまで急増したという。

新型コロナの感染拡大で今後の生活に不安を抱く講師の間で支持が広がり、2月時点では約80人だった組合員は現在、140人にまで急増したという。

日にはホテルチエーン「ス

ーパーホテル」（大阪市）で業務委託契約で働いていた

ホテル支配人らが、実態は

ホテル側の指揮命令を受け

る労働者として、運営会

社を相手取り労働者としての地位確認などを求める訴

えを東京地裁に起こした。

日本労働弁護団によれば、新型コロナの影響で休講を強いられた大学講師からも「休業補償が払われない」といった相談などが寄

せられている。個人事業主が労働者にあたるのかについて、裁判所は指揮命令の有無など勤務実態に即して判断する傾向にあるという。（遠藤隆史）

労働者に近い働き方をする個人事業主の安全網をどう整えるか。政府でも議論が進むが、結論はまだだ。労働基準法の対象となる労働者であれば、労働時間や最低賃金の規制がかかることもある。ただし、労働者として扱う企業がある。請負契約形式でありながら、実

は指揮命令の有無など勤務実態に即して判断する傾向にあるという。（遠藤隆史）